

令和5年

第6回農業委員会総会議案書

令和5年6月30日(金)

大竹市農業委員会

# 令和5年第6回農業委員会総会

1 日 時 令和5年6月30日(金)  
午後4時00分～午後4時50分

2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員  
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	8	田中 博幸
3	東田 保夫	9	橋村 實男
4	丸小 操		
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
7	島原 順二		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局補佐兼農地係長	藤本 英樹
事務局長補佐	野島 史雄	事務局書記	金山 明男

## 令和5年第6回農業委員会総会日程

1 日時 令和5年6月30日(金) 午後4時00分

2 場所 大竹市役所 3階大会議室

### 3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第16号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
日程第2	議案第17号	令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
日程第3	議案第18号	令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
日程第4	議案第19号	令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
日程第5	議案第20号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について
日程第6	議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	報告第9号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

### 4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和5年 第6回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

会 長

委員のみなさん、お忙しいところご出席くださいますありがとうございます。本日の出席委員11名中10名(欠席1名)で定足数に達しておりますので、これより、令和5年第6回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則 第17条 第2項の規定により、会長において、6番 古木 麻知子委員、8番 田中 博幸委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

これより、日程第1 議案第16号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」及び日程第2 議案第5号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」の2件については、関連がありますので一括して議題といたします。

本件について事務局より説明を求めます。

事務局(藤本)

それでは、議案第16号の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」及び議案第17号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」合わせてご審議をしていただくことの根拠についてご説明いたします。

平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、平成22年度から毎年度策定しているものでございます。

平成27年、「農業委員会等に関する法律」などと合わせてこの「農業委員会の適正な事務実施について」も改正があり、農業委員会総会で審議し決定されましたら、地域の農業者の意見等を求める期間をとることなく、ホームページで公表し、7月15日までに国へ報告することになりましたので、平成29年からこのようなかたちでご審議のうえ決定しています。

なお、地域農業者の意見等についてですが、年間を通じ各農業委員、農地利用最適化推進委員、及び農業委員会事務局に意見が寄せられましたら、その都度対処し、報告をすることにしております。

それでは、議案第16号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」をご説明いたします。

別紙1の1ページ目をご覧ください。「農業委員会の状況」は、令和3年3月31日時点での本市における農業の概要、委員会の体制をまとめています。

1枚めくって2ページ目をご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」は、現状と課題及び令和3年度の目標、実績、活動について記載しています。本市では、平成27年度に1名、新規就農者がいますが、課題にありますように現状として担い手となる農家がおらず、各農家の利用権設定によって荒廃農地の発生を防止している状況であるため、今以上の集積は難しい状況です。

続いて3ページ目に移ります。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

こちらにも現状と課題及び令和3年度の目標、実績、活動について記載しております。令和3年度、新規参入者はいませんでした。小規模農地が多い現況ということもあり、新規参入は難しいと思われるため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定及び集積を継続的に取り組むことが重要と思われます。

4ページ目をご覧ください。

「遊休農地に関する措置に関する評価」です。

こちらにも現状と課題及び令和3年度の目標、実績、活動について記載しております。令和3年度は、遊休農地の解消目標0.1ヘクタールの目標は達成できない結果となりました。各地区での農業委員、及び農地利用最適化推進委員による、荒廃農地の確認と、利用意向調査を進める中で、遊休農地は数字の上での増加は見られなかったものと考えています。

5ページ目に移ります。「違反転用への適正な対応」についてです。令和3年度の違反転用の実績は、ありませんでした。

6ページ目をご覧ください。「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。

令和3年度の農地法第3条・4条・5条の許可申請について、処理件数とともにどのような手順で審査したのかを点検する内容になっております。

7ページ目に移ります。「農地所有適格法人からの報告への対応」についてです。農地法第6条の規定により農地所有適格法人は、毎年事業の状況などを農業委員会へ報告することになっております。

大竹市においては該当法人は1件あり、提出を受けています。

次の「4 情報の提供等」については、農地の賃貸料の情報提供、権利移動等の状況把握及び農地基本台帳の整備方法を記載しております。

8ページ目をご覧ください。

「地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、令和3年度は特にありませんでした。

続きまして「事務の実施状況の公表等」についてですが、総会議事録及び活動計画の点検評価を市のホームページで公表しております。

以上が令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)になります。

続きまして、議案第17号をご説明いたします。

別紙2の1ページ目をご覧ください。「農業委員会の状況」についてです。

こちらは令和4年3月31日現在の農家・農地の概要及び農業委員会の体制を記載しております。

農家の概要や経営耕地面積につきましては、先ほどの議案 第16号 令和3年度の活動の点検・評価と同様に農林水産省が統計作成しております「農林業センサス」から転記しております。

耕地面積は同じく農林水産省が統計作成しております「耕地及び耕作面積」の数値

を載せております。それぞれ農林水産省が公表している数値となっております。

2 ページ目に移ります。「担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。

こちらは、大竹市で認定された認定農業者や新規就農者が担い手として、そのかたがたに対して農地の利用集積・集約を記載することになっております。平成27年度本市において、新規就農者となられた方がおりますが、現状として、国がいう認定農業者がいないため、集積が見込めないのが実情です。

次に「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。先ほどの点検・評価で説明したとおり、現状ではなかなか目途がたたない状況ですが、目標は、昨年度と同様、1 経営体の設立を1 経営体にしております。

3 ページ目をご覧ください。「遊休農地に関する措置」についてです。

課題にありますように高齢化、人口の減少は年々進みつつあるなかで、遊休農地の減少はなかなか難しいと考え、遊休農地、解消面積の目標つきましては、昨年度と同様の目標、0.1ヘクタールに設定しております。

次のローマ数字「5 違反転用の適正な対応」についてですが、現在、違反転用を把握していませんので解消目標は定めておりません。

以上で、議案第16号及び議案第17号の説明を終わります。

なお、本来であれば、この議案第16号及び17号については、令和4年度の6月の総会にてご審議いただくべき内容でしたが、議案としてお諮りしていなかったため、今回の総会にてご審議いただくことになりましたことをお詫びいたします。

改めまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

石井委員

3年度の説明の中で、事務の実施状況の公表の中でホームページに公表するとあるのですが、ホームページに全部出ていますか。

事務局（藤本）

総会の議事録については都度取りまとめが終わったものから順次アップさせていただいています。活動計画については昨年度審議自体が漏れておりまして申し訳ありません。公表できていない状況です。

石井委員

最近の議事録が出ていないように見受けられますがいかがでしょうか。

事務局（藤本）

申し訳ありません、議事録の作成が滞っている状況でしたが今回5月分まですべて完成しておりますので間もなくの公開となります。

会 長

ほかにございますか。はい、3番東田委員。

東田委員

遊休農地ですが、数値として低いように見受けられますが、この捉え方、認定の仕方はどうなさっているのでしょうか。

会 長

事務局から説明をお願いします。

事務局（藤本）

遊休農地については毎年度8月、夏に調査を行っている状況です。農業委員会事務局と現地担当の農業委員さんに同行いただいて、意見を伺いながら回っております。遊休農地の増減については県の方よりチェックが入りますので、単純に使っていない場所については遊休農地としておらず、復旧が困難な状況である場合に遊休農地として認定している状況です。したがって容易に耕作できるような場所は遊休農地として認定していないという運用をしています。

会 長

ほかにご意見、ご質問はございますか。質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本件については、原案のとおり決してご異議ありませんか。

（異議なしの声）

会 長

それでは、ご異議ありませんので、本件については原案のとおり決定されました。ただいま、事務局から説明がありましたように、後日、市ホームページに公表するとともに、国に報告いたします。

引き続き、日程第3 議案第18号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」及び日程第4 議案第19号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」の2件については、関連がありますのでこちらも一括して議題といたします。

事務局（藤本）

それでは、議案第18号の「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」及び議案第19号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」合わせてご審議をしていただくことの根拠についてご説明いたします。

なお、策定の経緯などにつきましては、先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

それでは、議案第18号 「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」をご説明いたします。

別紙3の1ページ目をご覧ください。「農業委員会の状況」は、令和4年3月31日時点での本市における農業の概要、委員会の体制をまとめています。

1枚めくって2ページ目をご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」は、現状と課題及び令和4年度の目標、実績、活動について記載しています。先ほどもご説明させていただきましたが、本市では、担い手となる農家がおらず、各農家の利用権設定によって荒廃農地の発生を防止している状況であるため、今以上の集積は難しい状況です。

続いて3ページ目に移ります。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

こちらにも現状と課題及び令和4年度の目標、実績、活動について記載しております。こちらにも新規参入者はおらず、引き続き農業経営基盤強化促進法による利用権設定及び集積を継続的に取り組むことが重要と思われまます。

4 ページ目をご覧ください。「遊休農地に関する措置に関する評価」です。

こちらにも現状と課題及び令和4年度の目標、実績、活動について記載しております。令和4年度についても、遊休農地の解消目標は達成できない結果となりましたが、各地区での農業委員、及び農地利用最適化推進委員による、荒廃農地の確認と、利用意向調査を進める中で、遊休農地は数字の上での増加は見られなかったものと考えています。

5 ページ目に移ります。「違反転用への適正な対応」についてです。令和4年度も違反転用の実績は、ありませんでした。

6 ページ目をご覧ください。「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。

令和4年度の農地法第3条・4条・5条の許可申請について、処理件数とともにどのような手順で審査したのかを点検する内容になっております。

7 ページ目に移ります。「農地所有適格法人からの報告への対応」についてです。農地法第6条の規定により農地所有適格法人は、毎年事業の状況などを農業委員会へ報告することになっています。

大竹市においては該当法人は1件あり、提出を受けています。

次の「4 情報の提供等」については、農地の賃貸料の情報提供、権利移動等の状況把握及び農地基本台帳の整備方法を記載しております。

8 ページ目をご覧ください。「地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、令和4年度は特にありませんでした。

続きまして「事務の実施状況の公表等」についてですが、総会議事録及び活動計画の点検評価を市のホームページで公表しております。

以上が令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)になります。

続きまして、議案第19号をご説明いたします。

別紙2の1ページ目をご覧ください。「農業委員会の状況」についてです。

こちらは令和5年3月31日現在の農家・農地の概要及び農業委員会の体制を記載しております。

農家の概要や経営耕地面積につきましては、先ほどの議案 第18号 令和4年度の活動の点検・評価と同様に農林水産省が統計作成しております「農林業センサス」から転記しております。

耕地面積は同じく農林水産省が統計作成しております「耕地及び耕作面積」の数値を載せております。それぞれ農林水産省が公表している数値となっております。

2 ページ目に移ります。「担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。

こちらは、大竹市で認定された認定農業者や新規就農者が担い手として、そのかたがたに対して農地の利用集積・集約を記載することになっております。平成27年度本市において、新規就農者となられた方がおりますが、現状として、国がいう認定農



業者がないため、集積が見込めないのが実情です。

次に「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。先ほどの点検・評価で説明したとおり、現状ではなかなか目途がたたない状況ですが、目標は、昨年度と同様、1経営体の設立を1経営体にしております。

3ページ目をご覧ください。「遊休農地に関する措置」についてです。

課題にありますように高齢化、人口の減少は年々進みつつあるなかで、遊休農地の減少はなかなか難しいと考え、遊休農地、解消面積の目標つきましては、昨年度と同様の目標、0.1ヘクタールに設定しております。

次のローマ数字「5 違反転用の適正な対応」についてですが、現在、違反転用を把握していませんので解消目標は定めておりません。

以上で、議案第18号及び議案第19号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。田中最適化推進委員、お願いします。

田中最適化推進委員

遊休農地に、関する措置のところの問題ですが、現状および課題の件ですね、担い手の確保および農地管理が非常に困難であるという状況が実態報告されております。これに対してどう対応したらいいかということを、農業委員会ではなく、産業振興課の方で検討されたことがありますか。調査した結果に基づいてこうであったから、産業振興課とすればこういうふうに考えて農業委員会に提案したらどうだろうかというようなことをしたかどうかということをお尋ねしたい。

会 長

産業振興課長、お願いします。

前田産業振興課長

市ではこれまで農地流動化という言葉で言われてましたけども、利用権の設定をできる方を探して、受けてからまたマッチングをさせていくというような取り組みをしてきました。ここ最近では受ける方もなかなか難しいという状況です。今年から始まるという地域計画の作成という形を今後は取り、地域の地図を作って10年後どういうふうにしていくかということを始めるといことになります。それで、貸し手、借り手のマッチング等も地域内、地域外を問わず探していくというような方向性になっていると思っております。これは産業振興課と農業委員会と一緒にやっていく形になっております。

以上です。

正木会長

ありがとうございます。ほかにございますか。3番、東田委員お願いします。

東田委員

私も何回かその説明を聞きましてけれども、なかなか理解できなかったんですが、この目標に対する評価というものは、あくまで大規模な集積の計画なり結果の点検に

ついて絞ってですね、整理されてる内容なんだろうと思うんです。しかし大竹市におけるそうした計画の中ではできません、無いです、同じような形のものの繰り返しになるような気がするんです。大竹市ではですね、課長が言われたんですが、利用権の設定であるとかですねそういうマッチングであるとか、そうしたものの具体的な小さなデータものかもしれないけども、そういうものを含めるしか方法はないんだろうというふうに思うんですよね。先ほどもありましたが今年の調査をするとかですね、それから、マッチングへの取り組みをするというような話は聞いているんですが、それでまた別の計画で入れられてもいいんでしょうが、そういうものを何か入れないと、何にも目に見えたものがないような形のものになってしまっているんじゃないかというような印象をうけるんです。松ヶ原地区の土地はどんどん荒廃しているんですが、微々たるものですが、最近20代の若者が3人ぐらいが野菜耕作と手作りの農業を始めてるグループがいるんですよ。我々もこぶしの里という販売所の中にも会員になってわずかですけどもそういう会員になっています。そういう取り組みもないように微々たるものがあるんです。そういう人に対して、今にその人たちがくわを持ってですね、その土を起こして、野菜を10㎡とか広くないところをですね、土を起こしてやってるわけですが、そういうものについてもですね、何かいい支援策をしてあげたいと思うんです。市の方としてもですね、もう少しそうしたやる気のある若者が取り組んでいることに対して、小さくても何かその目に見えたさような支援策をですね、作っていただけないものかなというような気がするんです。こういう目標計画では非常に大きなものの中での話になるんで、そういうものちょっと次元が違うかもしれないけど、大竹市に見合った何か事業推進計画なり評価なりしていったってですね、進めていただきたいと思います。

会 長

ありがとうございます、ご意見いただきました。ほかに質疑および意見はありませんでしょうか。

(質疑なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本件については、原案のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

会 長

それでは、ご異議ありませんので、本件については原案のとおり決定されました。こちらにつきましても、先ほどと同様、後日、市ホームページに公表するとともに、国に報告いたします。

続きまして、日程第5 議案第20号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局(野島)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取の議案に

つきまして、その内容を説明させていただきます。

資料といたしましては、お手持ちの議案書では、6ページの議案第20号 別紙5の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」になります。

それでは、説明に移らせていただきます。まず、この基本構想の変更理由ですが、主な理由は3点あります。

1点目は、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されたこと、及び、それに伴い、広島県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が変更されたことによります。

令和3年度に、法改正により農地利用集積円滑化事業がなくなったことに伴い、県の方針が変更されたことで、市の構想を見直したところですが、このたび、新たに法改正があったことから県の方針が変更され、あわせて市の構想を見直すものとなっています。

主な変更点は3点あります。

1点目は、法改正で項目が追加となり、第3として「第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」及び「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」を追加しました。

2点目は、農業経営基盤強化促進法の改正や県方針変更に伴う字句修を行っていません。

3点目は、県の方針に基づき、法律や要綱などに記載されている事項で基本構想へ記載が必須ではない事項の削除したほか、文章の体裁を整理するための字句修正を行いました。

それでは、主な部分の説明をいたします。議案書別紙の基本構想案をご覧ください。赤字が変更した個所となります。

1ページの定義ですが、法改正により、これまで人・農地プランとして取組みを行っていたものが、法律により規定され地域計画とされたことから、「人・農地プラン」を削除し「協議の場」「地域計画」を新設しました。地域計画とは、これまでの人・農地プランと同様なもので、将来の地域の農業の在り方などを定めたものです。

また、地域計画推進事業に関する事項で、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については活性化計画の活用を検討の旨を追加したことから、定義を追加しています。

活性化計画ですが、簡単にいうと、農業上の利用が難しい場合は、市民農園や農家レストランなど、定住等を促進するための必要な施設整備などの事業に関する事項を定めるものです。

次に2ページ下段部分ですが、協議の場を設け地域計画の策定を進めることが法定化されたことから、地域計画の策定について記載しています。

次に7ページをご覧ください。

法改正により、「第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の項目が追加されたことから、農業を担う者の確保及び育成の考え方や、市が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農

等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供などを記述しました。

次に9ページをご覧ください。

第5の農業経営基盤強化促進事業に関する事項として、法定化された地域計画の推進事業を追加し、「1 地位計画推進事業に関する事業」として、協議の場の設置方法や、地域計画策定の進め方などを記述しています。

また、地域計画が策定された場合は、これまでの市を通して行っていた利用権設定事業はなくなり、農地中間管理機構が利用権設定を行うよう法改正されたところですが、2年間の経過措置の間、地域計画が作成されるまでは、これまでの市を通じた利用権設定事業があるため、その旨を記載しています。

以上が、主な修正箇所の説明となります。

今後の流れですが、農業委員会のほかに、JAひろしまに意見聴取をしています。意見があれば、基本構想案を修正して広島県知事に協議を行い、終了後に告示を行う流れとなります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

会 長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。

続きまして、日程第6 議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書は7ページ、地図は8ページをご覧ください。

届出地は、玖波町字大人原694番1及び693番4の2筆で登記地目は田、面積は2筆合計1070.1㎡です。

申請地は大竹湯来線を松ヶ原に向かい新土石川橋を過ぎた付近の恵川と大竹湯来線の間にある土地で、道路より低い位置にある農地ですが、雑草、雑木、ツルなどが生い茂り、中に入れないやぶとなっていました。

申請理由ですが、譲渡人が相続により土地を取得したものの、勤務しながらの耕作や維持が困難な状況であったが、太陽光発電の用地として譲ることに合意したことから申請となったものです。9ページが、太陽光パネルの設置参考図となっています。なお、農地転用の面積が30aを下回る小規模発電設備となりますので、広島県農業会議への意見聴取は不要となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。5番 小川委員お願ひいたします。

小川委員

6月21日に現地調査を行いました。先ほど事務局から説明がありましたが、この土地はもう雑草と雑木で立ち入ることが困難な土地で、もう何年も耕作されていないような感じを受けました。近隣に田があるのですが、耕作をしているような感じではないので付近への影響もないのかと考えられます。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。3番 東田委員お願ひいたします。

東田委員

先ほど説明がありましたが、この土地はもう既に農地として管理されていない状態になっておりまして、太陽光発電として転用されても近隣の農地に対する影響はまずないんじゃないかと考えられます。

直接関係ではないんですが、今回申請があった土地の道路側のところに民家があるんですが、私がたまたま知り合いなのでですね、その人に今回の対応についての話をちょっと聞いてみました。その人によると草がどんどん押し寄せてくるので、自分土地でなくても草刈りしなくちゃならないとか、そういうふうになっているようで、手を挙げて賛成ということではないんですが、転用されて、しっかり管理をしてもらえばその方が嬉しい、ありがたいというような発言をされて、違うところの視点になるかもしれませんが以上です。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。

続きまして、日程第7 報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、報告第9号について、事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。

議案書は 10 ページ、地図は 11 ページをご覧ください。

届出地は、木野一丁目 5 1 5 番 3、面積は 77 m<sup>2</sup>、登記地目は畑です。現況は、一部が畑として利用されています。

転用目的は、借家住宅を建築するものです。

申請地は、旧木野小学校体育館のすぐ上流側の国道 186 号線沿いの土地で、道路より低い土地となっています。

周辺を住宅に囲まれており、近接する農地は存在せず、地区担当委員さんからも、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。

5 月 15 日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和 5 年 第 6 回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。